第二期

湯沢町子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

湯　沢　町

目　次

第１章　計画の策定にあたって 3

１　計画策定の背景と趣旨 3
２　計画の位置付け 4
３　計画の期間 5
４　計画の策定体制 5

第２章　子どもと家庭を取り巻く現状 9

１　家庭と地域の現状 9
２　教育・保育環境の現状 14
３　母子保健の現状 17
４　「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」結果 19
５　データ／調査結果からの課題 27

第３章　計画の基本的な考え方 31

１　基本理念 31
２　基本目標 31
３　基本的な視点 32

第４章　施策の展開 35

１　教育・保育提供区域の設定 35
２　児童数の推移と推計 35
基本目標１　子育て家庭の支援 36
基本目標２　子どもと母親の健康の確保と増進 45
基本目標３　子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備 48
基本目標４　支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進 50

第５章　計画の推進体制 55

１　取り組み方針 55
２　庁内推進体制 55
３　計画の進捗管理と点検・評価 55
４　教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 56

５　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 57

資　料　編 61

１　計画策定の経緯 61
２　湯沢町子ども・子育て会議委員名簿 62

第1章

計画の策定にあたって

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

我が国の出生数は、昭和 48 年の 209 万人以降減少が続いており、平成 28 年以降は 100 万人を下回り、平成 30 年は約 91 万人となっています。

女性が一生の間に産むと推定される子どもの数を表す合計特殊出生率は、平成17年の1.26を底として、その後やや回復傾向にあり、近年では 1.42 から 1.45 程度で推移していますが、依然として長期的に人口が安定的に維持される人口置換水準（2.07）を大きく下回っています。

湯沢町（以下、「本町」といいます。）では、次代を担う子どもの健やかな成長と、子育てを支える新しい地域社会をつくるため、平成 22 年３月に「湯沢町次世代育成支援（後期）行動計画」を策定し、子育て支援施策を推進してきました。

一方国は、平成 24 年８月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども･子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法を整備し、子ども・子育て支援は平成 27 年４月から新しい制度が始まっています。

その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の閣議決定、３歳児から５歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

このことから、本町としても「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下、「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図り、計画的に給付や事業を実施するため、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき平成 26 年３月に「湯沢町子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」を策定しました。

平成 29 年には、湯沢町子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、平成 30 年度から 31 年度までの計画について見直しを行いました。令和元年度（平成 31 年度）に計画が終了することから、「第二期湯沢町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

２　計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、「湯沢町総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。

図表　計画の位置付け

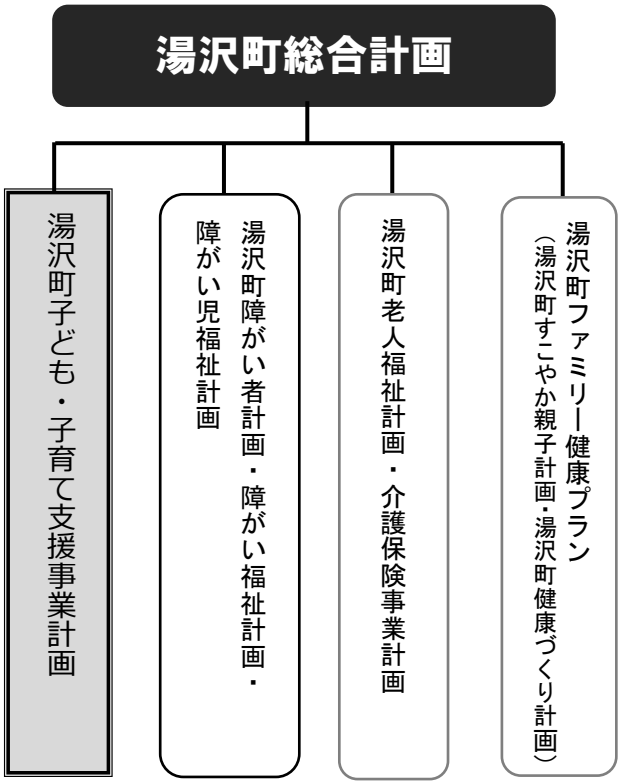

３　計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める５年間とし、令和２年度から令和６年度とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。

４　計画の策定体制

本計画の策定にあたり、就学前児童保護者及び小学生児童保護者 443 人を対象とした調査を行い、子育てに関わるニーズの把握に努めました。

また、本計画の内容を審議するため、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者等から構成される「湯沢町子ども・子育て会議」において、意見を収集しました。

さらにパブリックコメントを実施し、町民の意見の集約を行いました。

第2章

子どもと家庭を取り巻く現状

第２章　子どもと家庭を取り巻く現状

１　家庭と地域の現状

（１）人口の推移と推計

本町の総人口をみると、平成 27 年から令和元年までは減少傾向となっています。しかし、令和２年以降は微増傾向と推計されています。

年齢３区分別人口構成比をみると、老年人口の割合が増加している一方、生産年齢人口と年少人口の割合は減少が続いています。令和２年以降も同様の傾向が続くと推計されていますが、令和元年までよりはゆるやかな減少となっています。

図表　年齢３区分別人口の推移と推計

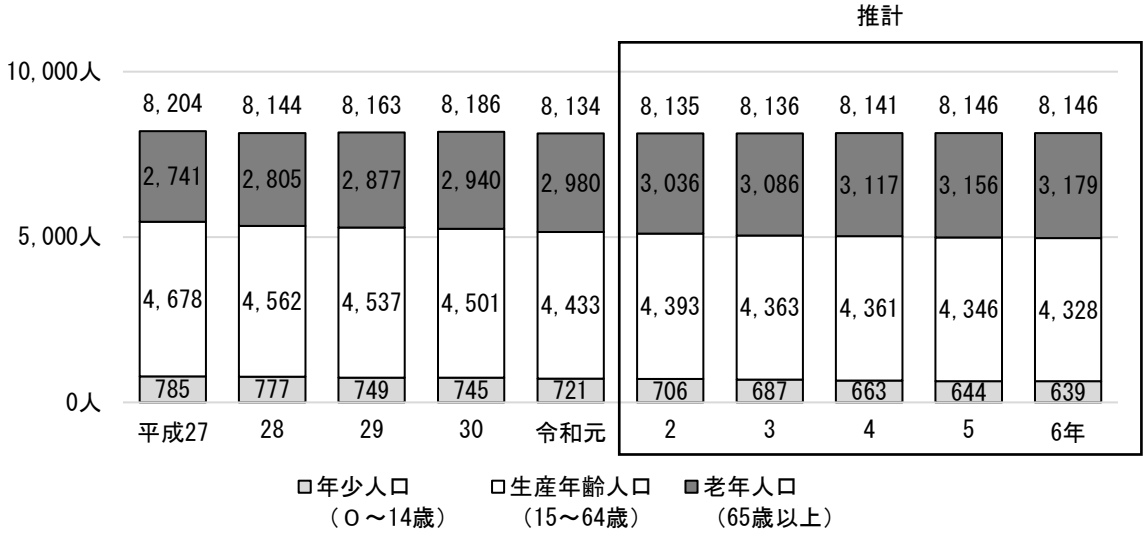

図表　年齢３区分別人口構成比の推移と推計

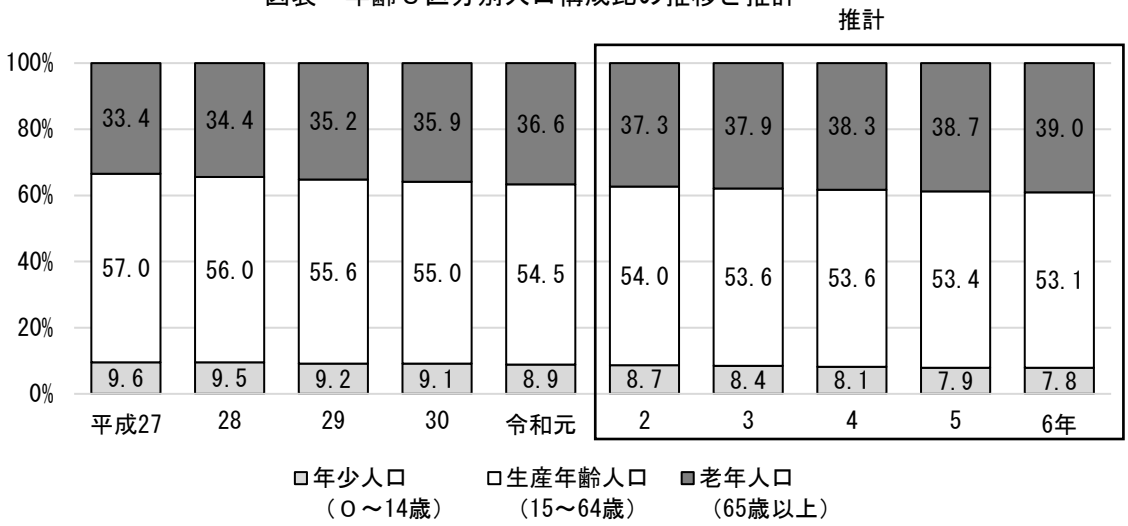

資料：湯沢町「住民基本台帳（各年３月末現在）」
令和２年以降はコーホート変化率法による推計

（２）世帯

一般世帯数は増加傾向となっていますが、単独世帯数と非親族世帯数が増え、親族世帯数が減少しています。また、母子世帯数及び父子世帯数はほぼ横ばいとなっています。

図表　世帯数の推移

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数	3,220	3,451	3,451
親族世帯数	2,125	2,081	2,036
核家族世帯数	1,374	1,422	1,478
親族世帯に占める割合	64.7%	68.3%	72.6%
その他の親族世帯数	751	659	558
親族世帯に占める割合	35.3%	31.7%	27.4%
非親族世帯数	22	27	30
単独世帯数	1,073	1,343	1,385
（再掲）母子世帯数	33	43	41
親族世帯に占める割合	1.6%	2.1%	2.0%
18 歳未満親族がいる母子世帯	32	41	40
親族世帯に占める割合	1.5%	2.0%	2.0%
（再掲）父子世帯数	7	5	4
親族世帯に占める割合	0.3%	0.2%	0.2%
18 歳未満親族がいる父子世帯	4	5	3
親族世帯に占める割合	0.2%	0.2%	0.1%

資料：国勢調査

（３）合計特殊出生率の推移

本町の推移について、母数の問題もあり、その年によって変動が大きくなっています。そのため、国や県との比較が難しくなっていますが、概ね 1.20 から 1.50 の辺りで推移しています。

図表　合計特殊出生率の推移

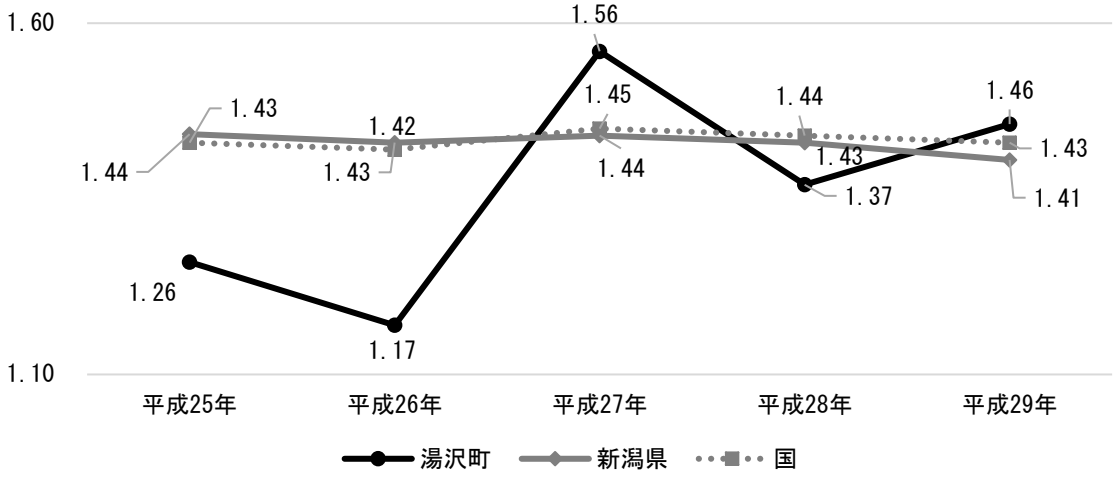

資料：新潟県「平成 30 年保健福祉年報」

（４）出生数、出生率の推移

本町の出生数・出生率は、増加している年もありますが、全体としては 40 人台で横ばいが続いています。平成 29 年では 43 人、5.4 となっています。

図表　出生数、出生率の推移

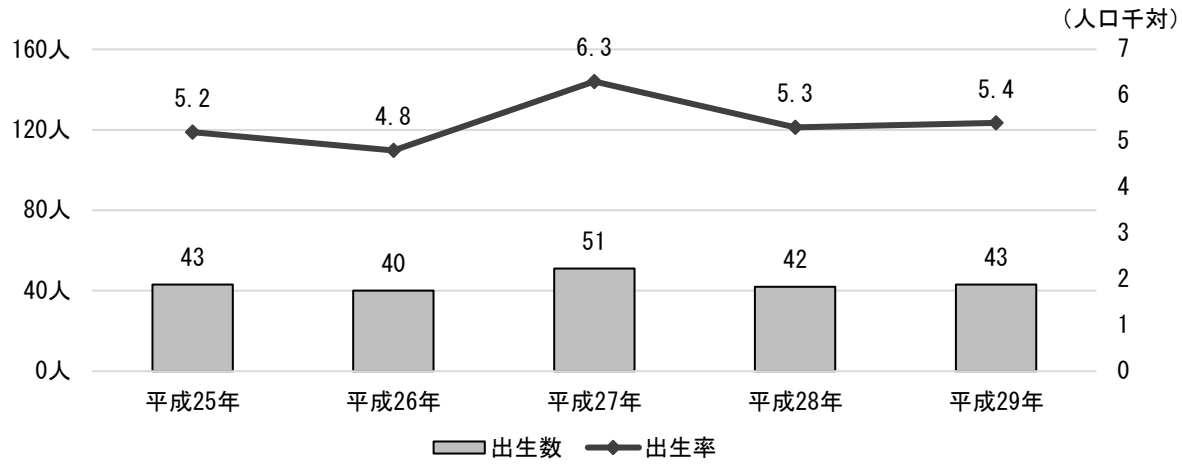

資料：新潟県「保健福祉年報（平成 26 年から平成 30 年）」

（５）未婚率の推移

未婚率を男女で比較すると、本町の 25 歳から 39 歳では男性が女性より 10 ポイント以上上回っています。また、平成 22 年から平成 27 年にかけて女性の方はやや減少傾向がみられるのに対して、男性は上昇傾向となっています。

図表　男性の未婚率の推移

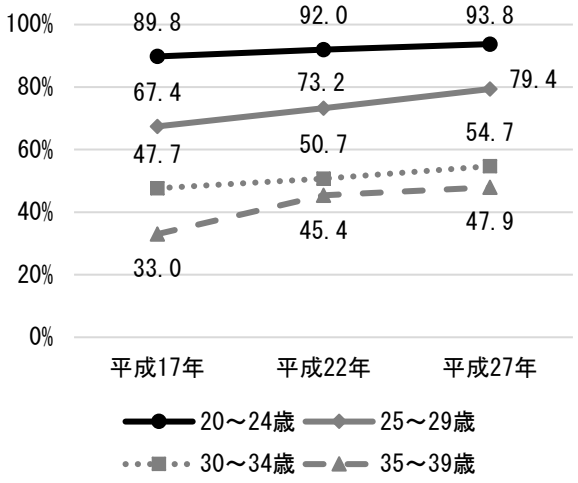

図表　女性の未婚率の推移

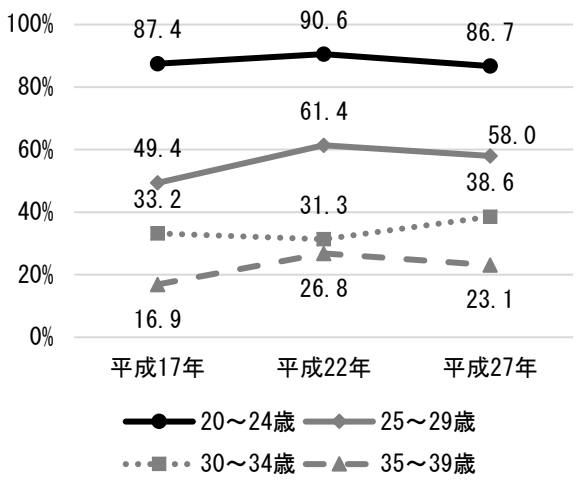

資料：国勢調査

（６）離婚率の推移

本町の離婚率は、平成 27 年までは国を下回っていましたが、平成 28 年以降は国と県を上回っています。

図表　離婚率の推移

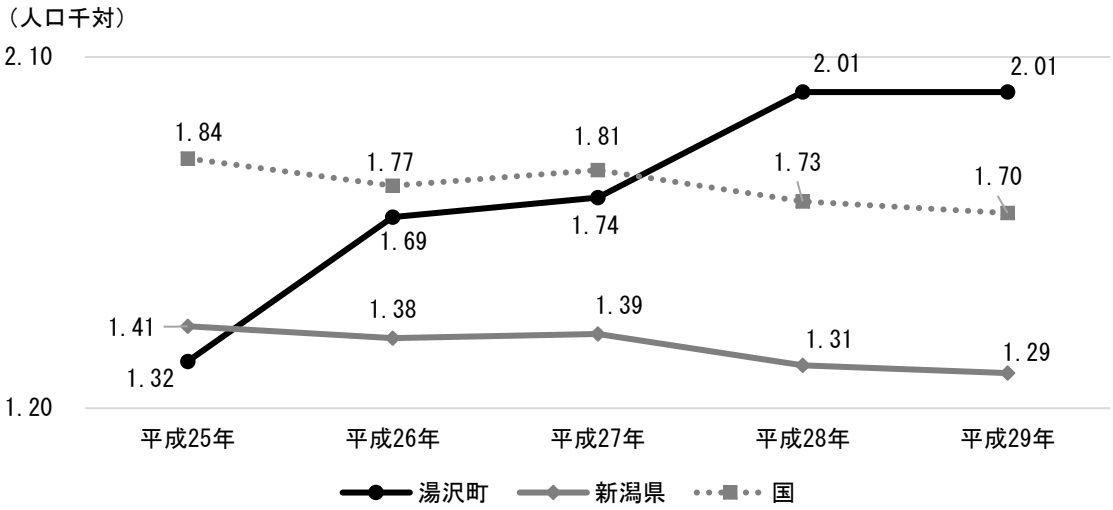

資料：新潟県「保健福祉年報（平成 26 年から平成 30 年）」

（７）女性の年齢別労働力率の推移

平成 27 年の本町の女性の年齢別労働力率をみると、20 歳から 59 歳までは概ね 80%を超えていますが、20～24 歳と 40～44 歳が 79%台となっています。

図表　女性の年齢別労働力率の推移

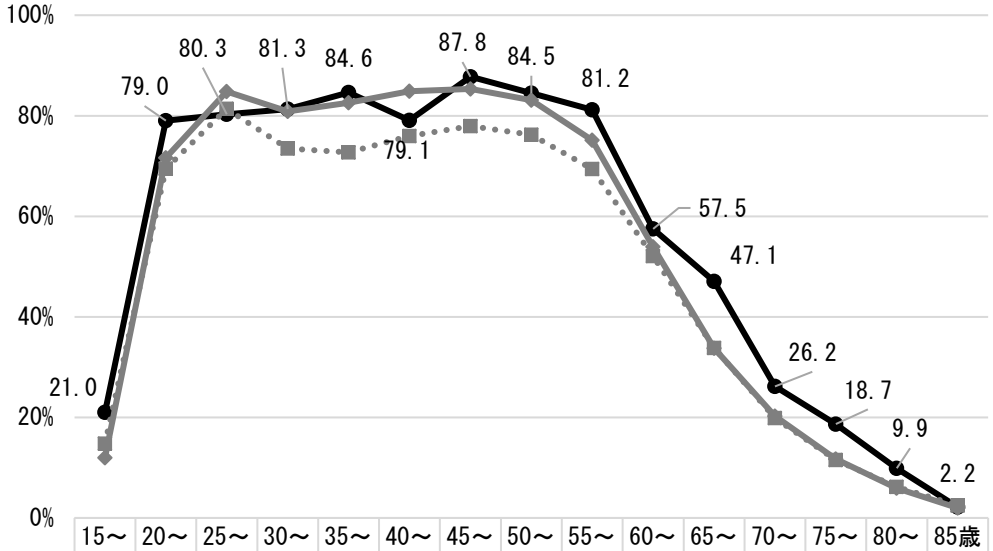

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
湯沢町	21.0	79.0	80.3	81.3	84.6	79.1	87.8	84.5	81.2	57.5	47.1	26.2	18.7	9.9	2.2
新潟県	12.0	71.6	84.8	80.8	82.6	84.9	85.3	83.1	75.2	53.9	33.8	20.3	11.7	5.9	2.0
国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	33.8	19.9	11.6	6.2	2.5

湯沢町　新潟県　国

資料：国勢調査

２　教育・保育環境の現状

（１）認定こども園の状況

平成 28 年４月に「湯沢認定こども園」を開設し、これまであった５つの保育園を１つに統合しました。

平成 28 年度以降、入園率は全体でみると 80%前後で推移していますが、０歳児については定員数超過の傾向が続いています。

図表　湯沢認定こども園の状況

（人、%）

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	定員数	入園数	入園率	定員数	入園数	入園率	定員数	入園数	入園率
０歳児		15		10	15	150.0	10	14	140.0
１歳児		15		25	24	96.0	25	21	84.0
２歳児		31		40	21	52.5	40	30	75.0
３歳児		53		55	41	74.5	55	38	69.1
４歳児		47		55	51	92.7	55	42	76.4
５歳児		49		55	45	81.8	55	52	94.5
計	290	210	72.4	240	197	82.1	240	197	82.1

	平成 30 年度			令和元年度		
	定員数	入園数	入園率	定員数	入園数	入園率
０歳児	10	13	130.0	10	15	150.0
１歳児	25	17	68.0	25	22	88.0
２歳児	40	36	90.0	40	33	82.5
３歳児	55	40	72.7	55	50	90.9
４歳児	55	38	69.1	55	40	72.7
５歳児	55	43	78.2	55	36	65.5
計	240	187	77.9	240	196	81.7

資料：湯沢町（各年度３月時点。令和元年度は３月見込）

図表　湯沢認定こども園のサービス内容（令和元年度）

（２）湯沢小学校の状況

町立の小学校は、平成 26 年４月に５校すべてを統合し、湯沢小学校１校となっています。また、前述の湯沢認定こども園・湯沢小学校・湯沢中学校を施設一体型に統合し、湯沢学園と名付け、保・小・中一貫の教育システムで運営しています。

平成 27 年度以降、児童数は減少が続いています。

図表　湯沢小学校児童数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
１年生（人）	45	45	48	55	44
２年生（人）	55	43	43	50	55
３年生（人）	62	57	43	44	48
４年生（人）	61	62	57	43	48
５年生（人）	55	60	62	55	42
６年生（人）	58	55	58	62	56
計（人）	336	322	311	309	293

資料：湯沢町（４月１日時点）

（３）湯沢児童クラブの状況

本町の放課後児童クラブは、平成 13 年 9 月の開所以来、旧湯沢小学校内で運営してきました。平成 27 年 11 月からは、湯沢学園こども園棟内に移転し運営しています。

平成 28 年度からは長期のみ（春・夏・冬休み）の利用も対応しています。

図表　湯沢児童クラブ利用児童数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
通年利用（人）	１年生	11	13	18	14	14
	２年生	10	8	11	18	13
	３年生	10	8	7	9	14
	４年生	3	5	2	3	5
	５年生	0	1	4	0	1
	６年生	0	0	0	1	0
	計	34	35	42	45	47
長期のみ利用（人）	１年生	－	3	3	18	3
	２年生	－	1	5	4	9
	３年生	－	1	2	8	3
	４年生	－	1	5	4	1
	５年生	－	2	1	0	0
	６年生	－	1	1	0	0
	計	－	9	17	34	16
合計		34	44	59	79	63

資料：湯沢町（５月１日時点）

３　母子保健の現状

本町では、妊娠期から母子の健康が確保されるよう、妊産婦医療費の助成や乳幼児健診、新生児訪問などの母子保健事業を行っています。（令和元年度については見込み値）

図表　母子健康手帳交付の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交付数（件）	50	46	36	40	40

図表　新生児訪問指導の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問回数（件）	24	28	24	21	24
未熟児に対する訪問指導の数（人）	4	2	2	3	1

図表　乳児健診（４か月）の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者数（人）	52	44	40	35	41
受診者数（人）	52	44	40	35	41
受診率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図表　乳児健診（６か月・離乳食指導）の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者数（人）	44	51	46	37	44
受診者数（人）	40	43	42	33	42
受診率（%）	91.0	84.3	91.3	89.1	95.4

図表　乳児健診（10 か月）の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者数（人）	37	56	47	36	43
受診者数（人）	36	54	47	35	43
受診率（%）	97.2	96.4	100.0	97.2	100.0

図表　１歳児歯科健診の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者数（人）	36	55	46	39	44
受診者数（人）	36	54	46	38	43
受診率（%）	100.0	98.2	100.0	97.4	97.7

図表　１歳６か月児健診の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者数（人）	38	47	47	47	41
受診者数（人）	38	46	46	47	41
受診率（%）	100.0	97.9	97.9	100.0	100.0

図表　２歳児歯科健診の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者数（人）	49	36	54	46	39
受診者数（人）	48	34	53	44	38
受診率（%）	98.0	94.4	98.1	95.7	97.4

図表　３歳児健診の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者数（人）	53	44	32	54	46
受診者数（人）	53	44	31	51	46
受診率（%）	100.0	100.0	96.9	94.4	100.0

４　「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」結果

（１）調査の概要

子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「これから必要な量」を算出し、また、町民の皆様の教育・保育・子育てに関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握する目的として実施しました。

調査の種類	調査対象	実施方法	調査期間
就学前児童アンケート	町内の就学前児童の保護者	就学前児童のいる 204 人 保育所等を通した配布・回収	平成 30 年 11 月
就学児童アンケート	町内の就学児童の保護者	就学児童のいる 239 人 小学校を通した配布・回収	

調査の種類	配布数	回収数	有効回収数
就学前児童アンケート	204 人	173 人 （回収率　84.8%）	172 人 （有効回収率　84.3%）
就学児童アンケート	239 人	211 人 （回収率　88.3%）	209 人 （有効回収率　87.4%）

（２）調査結果の概要

①　母親の就労状況について

母親の就労状況について、就学前児童・就学児童ともに「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(40.7%・50.7%)、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(33.7%・38.3%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(16.9%・5.3%) の順となっています。

図表　母親の就労状況について

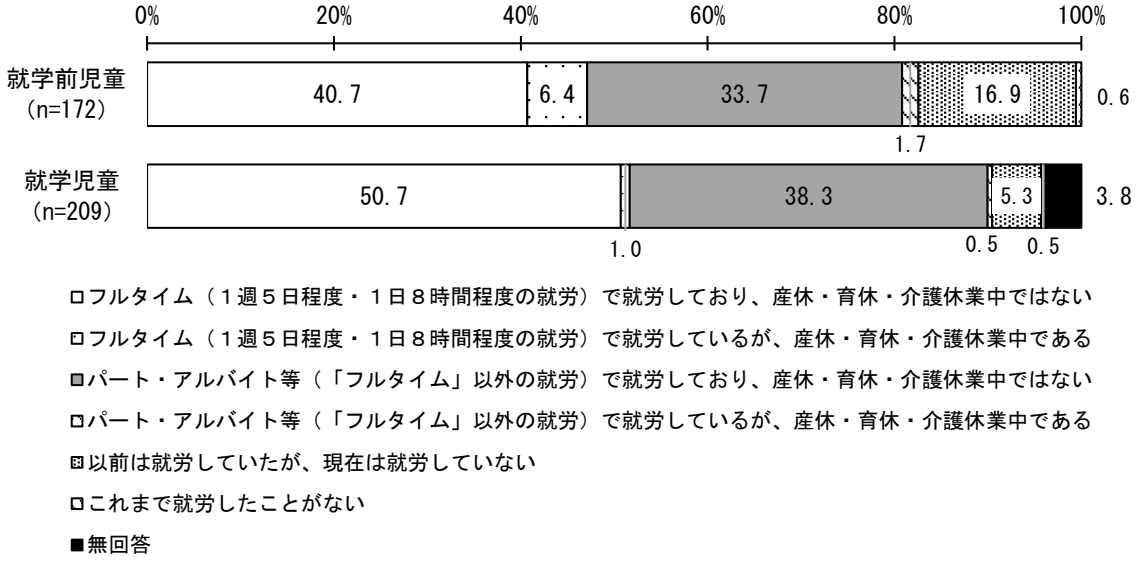

②　母親の出勤・帰宅時間について

就学前児童・就学児童ともに、母親の出勤時間は「８時」(55.6%・51.3%)、帰宅時間は「18 時」(26.1%・26.5%) が最も高くなっています。

図表　母親の出勤時間

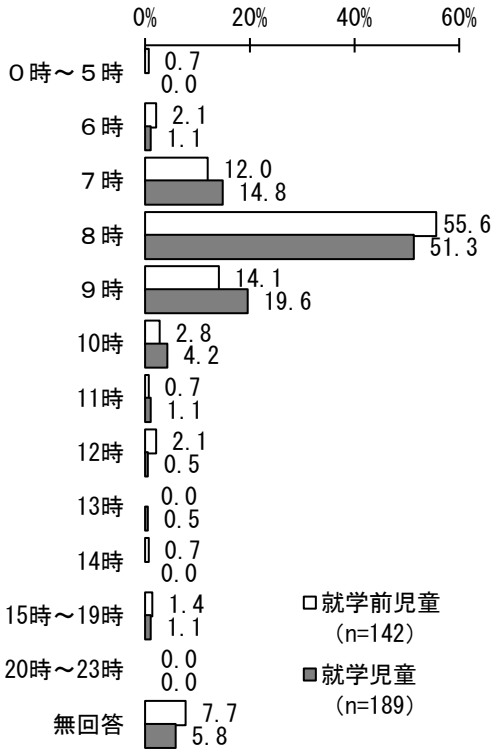

図表　母親の帰宅時間について

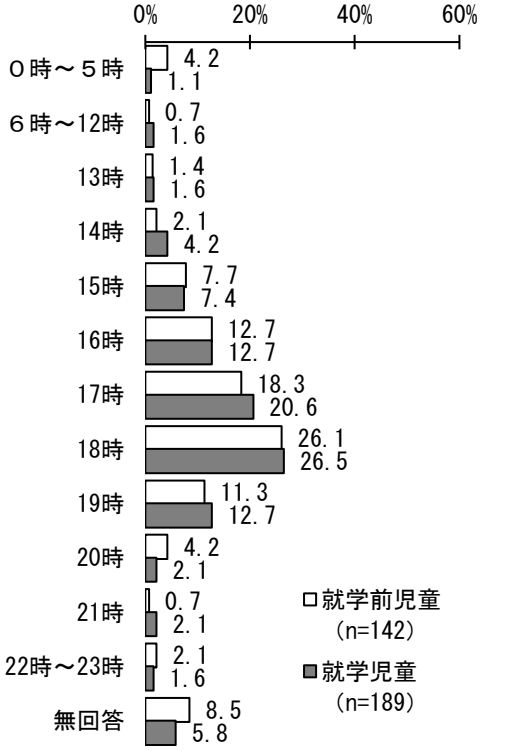

③　父親の出勤・帰宅時間について

父親の出勤時間について、就学前児童では「７時」と「８時」が同率（36.0%）となっており、就学児童では「８時」（36.5%）が最も高くなっています。帰宅時間はどちらも「18 時」（36.7%・28.7%）が最も高くなっています。

図表　父親の出勤時間

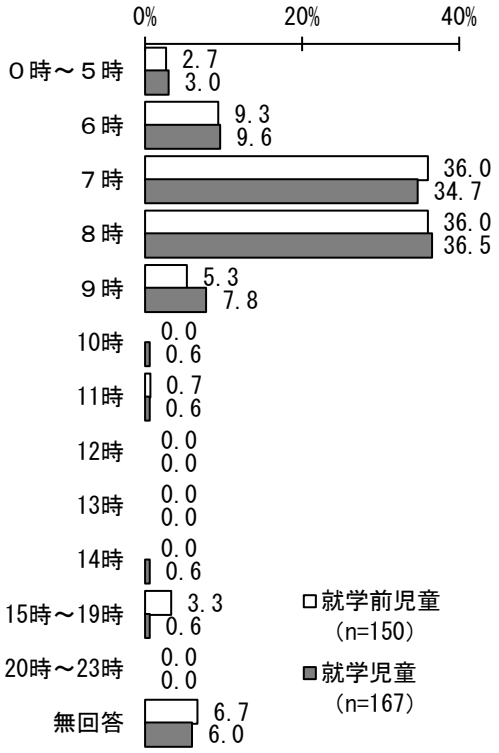

図表　父親の帰宅時間について

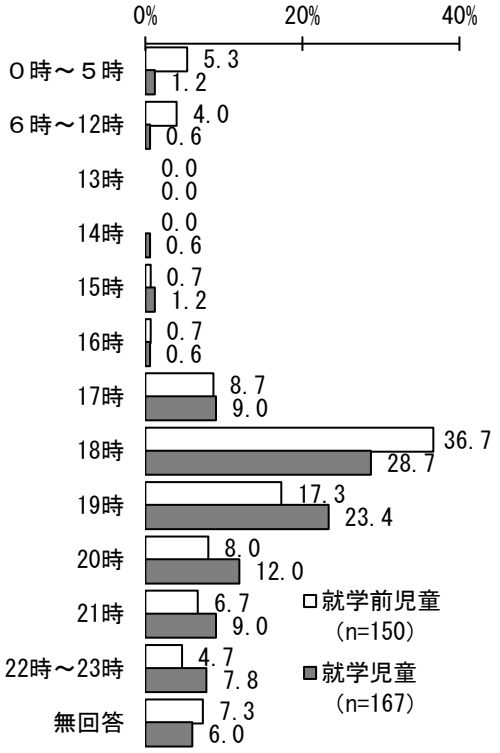

④　利用したいと考える平日の定期的な教育・保育事業について

利用したいと考える平日の定期的な教育・保育事業は、「認定こども園」（86.0%）、「認可保育所」（20.3%）、「幼稚園」（14.0%）の順となっています。

図表　利用したいと考える平日の定期的な教育・保育事業について（複数回答）

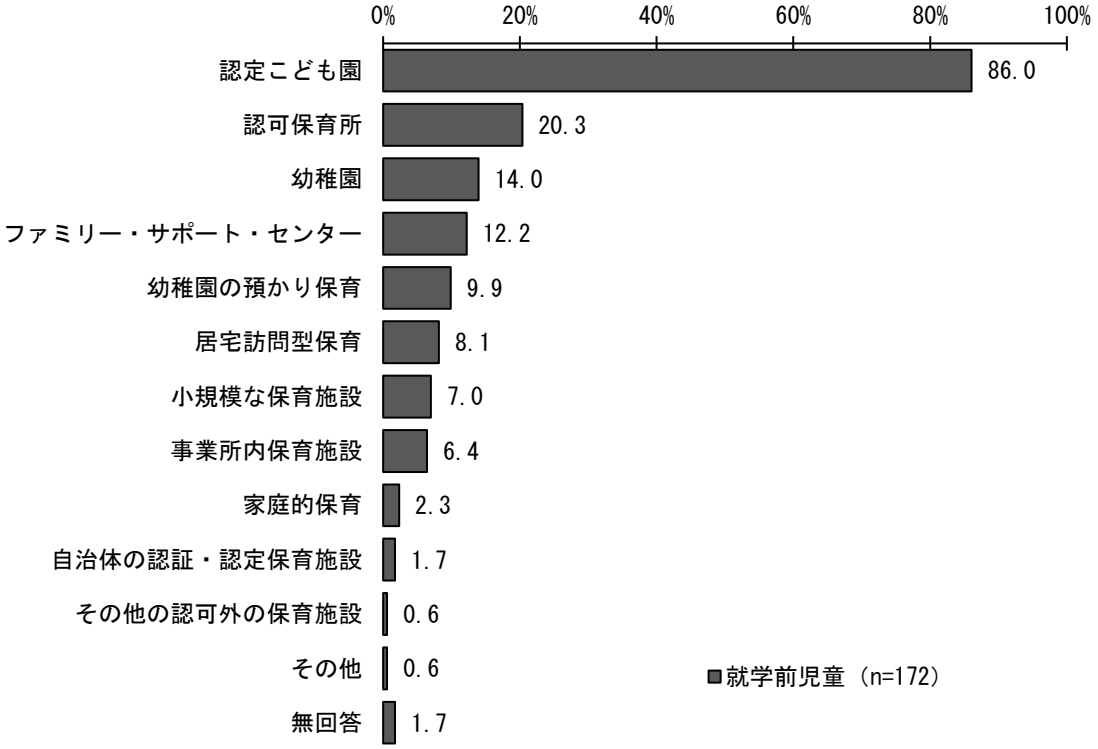

⑤　平日の定期的な教育・保育事業の利用希望時刻について

利用希望開始時刻は「８時」(40.1%)、終了時刻は「16 時」(38.0%) が最も高くなっていますが、終了時刻が 19 時以降を希望している割合が 2.9%となっています。

図表　利用希望開始時刻

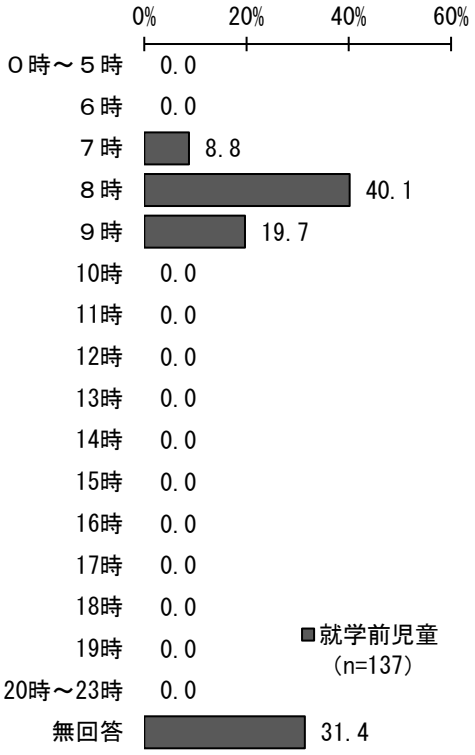

図表　利用希望終了時刻

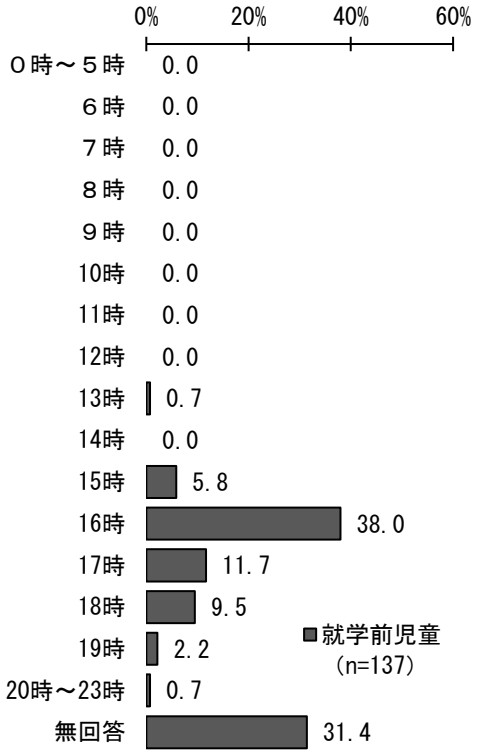

⑥　０～２歳期における子育てに対する考え方について

０～２歳期における子育てに関する考え方については、「家庭保育給付など経済的な支援があれば、在宅で子育てしたい」(59.3%)、「育児休業制度が整っていれば、在宅で子育てしたい」(51.2%)、「一時預かりなど不定期な保育サービスを利用できれば、在宅で子育てしたい」(35.5%)、の順となっています。

図表　０～２歳期における子育てに対する考え方について（複数回答）

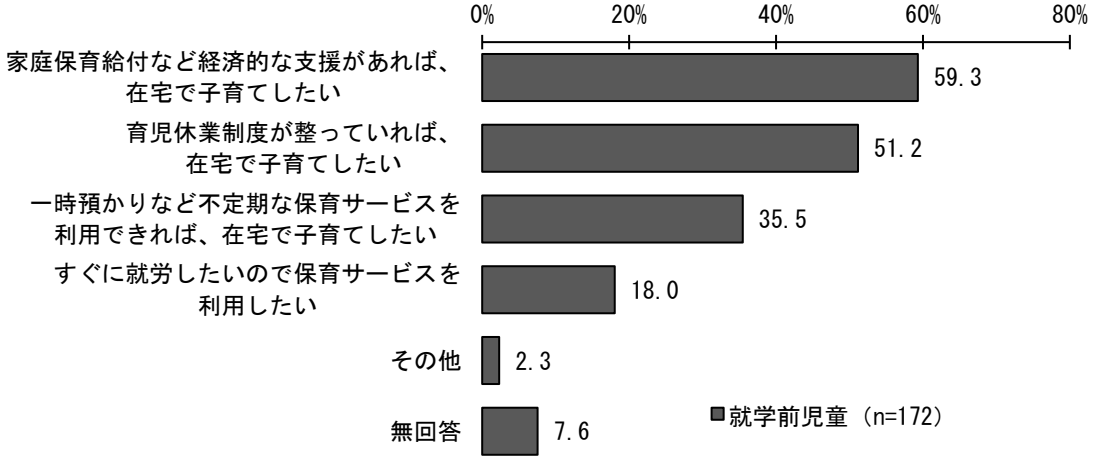

⑦　放課後の過ごし方の希望について

放課後の過ごし方の希望は、低学年時・高学年時ともに「自宅」（51.4%・57.1%）が最も高くなっています。「放課後児童クラブ（学童保育）」は、低学年時が 40.0%となっていますが、高学年時になると 20.0%と減少しています。

その反面、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が高学年時では 51.4%と低学年時よりも高くなっています。

また、就学児童では、自宅（72.2%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（52.6%）が高く、「放課後児童クラブ（学童保育）」は 19.1%となっています。

図表　放課後の過ごし方の希望について（複数回答）

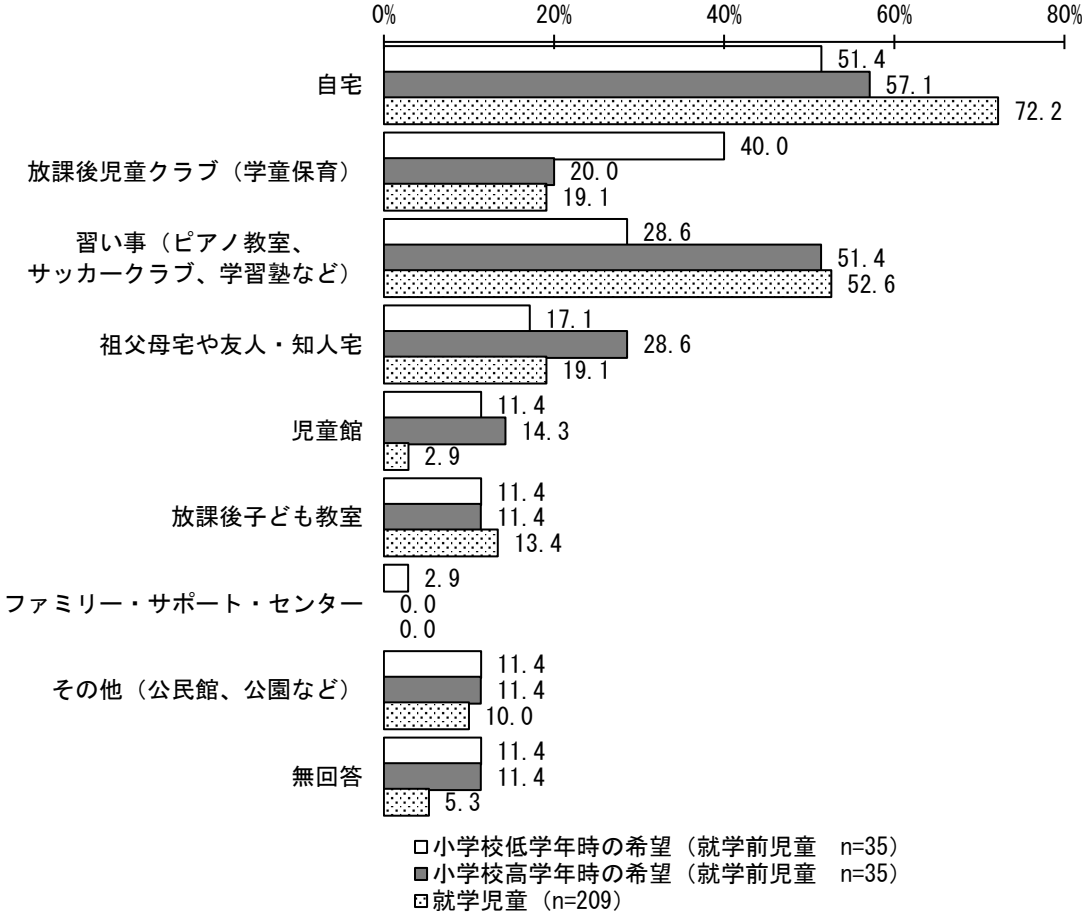

⑧　土曜、日曜・祝日、長期休暇の放課後児童クラブの利用意向（就学児童保護者）

休日放課後児童クラブの利用意向について、低学年と高学年を合わせると、土曜が67.5%、日曜・祝日が37.5%、長期休暇が36.4%となっています。

図表　土曜、日曜・祝日、長期休暇の教育・保育事業の利用意向

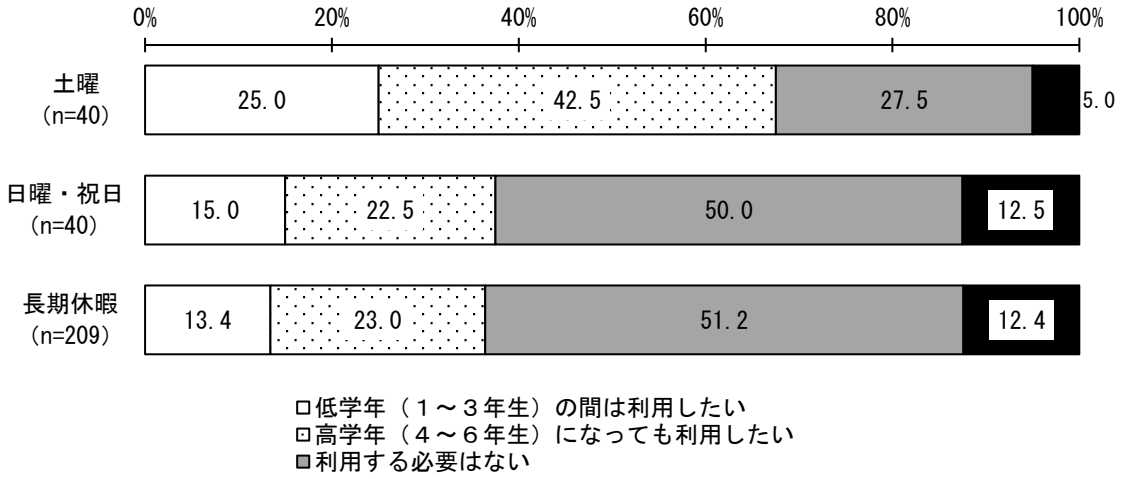

⑨　町が力を入れるべき子育て支援策について（就学前児童保護者）

町が力を入れるべき子育て支援策については､｢公園などの遊び場の整備｣(72.1%)、「児童手当・医療費・保育料・教育費など子育て費用の助成」(65.7%)、「児童が安全に遊びや健康を増進することができる場所・機会の提供・充実」(59.3%)、の順となっています。

図表　町が力を入れるべき子育て支援策について（複数回答）

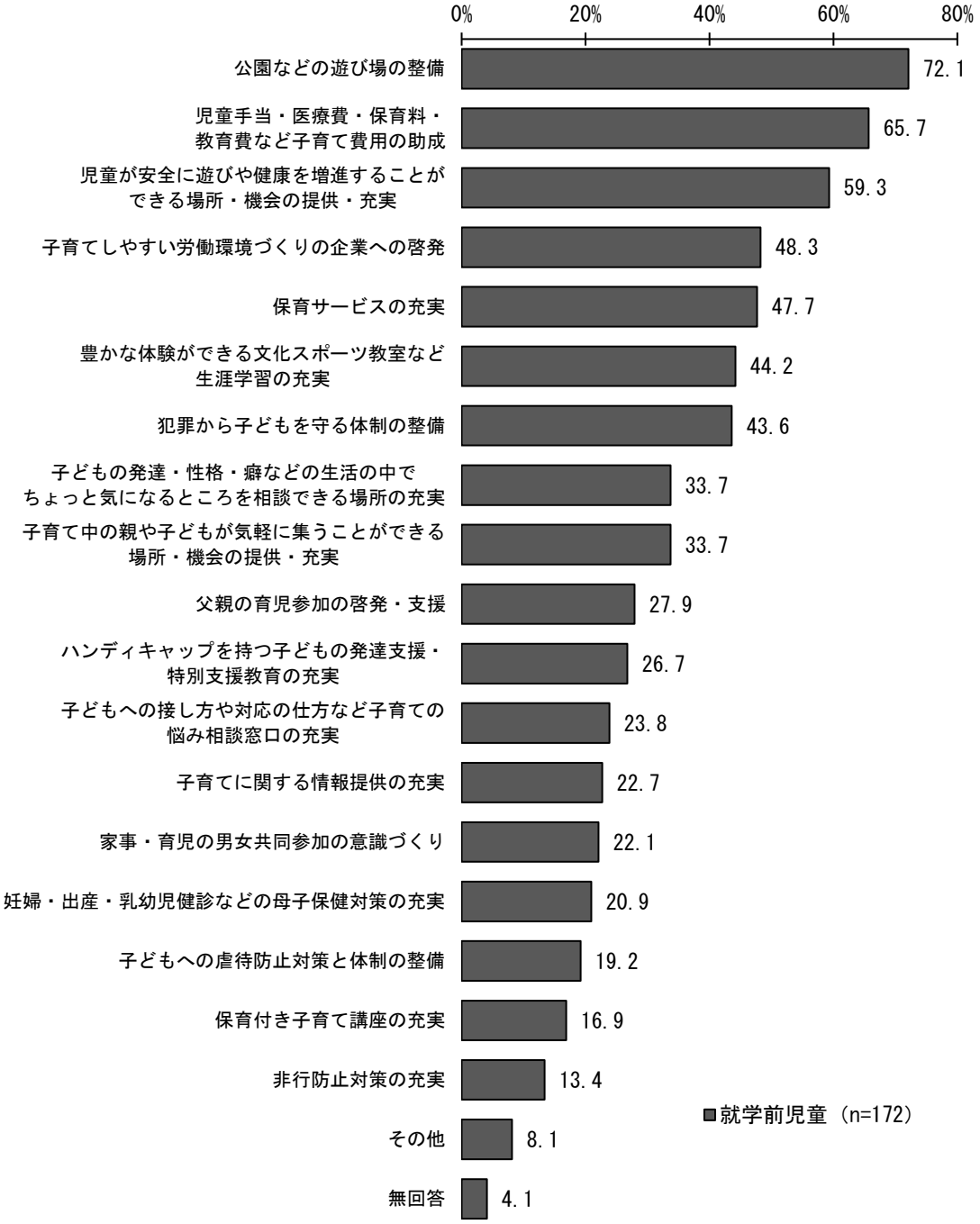

５　データ／調査結果からの課題

●未婚率は女性よりも男性の方が高く、また、男性の未婚率は上昇傾向が続いています。さらに離婚率も上昇傾向となっていることから、施策を展開するうえで、必要に応じてこれらの視点を加味していくことが求められます。

●希望する平日の教育・保育事業の終了時刻が 19 時以降の方が 2.9%となっていることから、ニーズを見極めながら教育・保育の拡大について検討する必要があります。

●０～２歳期における子育てに対する考え方として、経済的な支援や育児休業制度が整っていれば在宅で子育てしたいと考える人が 50%以上となっています。そのため、在宅での子育てを支援・推進できる方策について検討していくことが求められます。

●就学児童における放課後児童クラブの利用意向は、日曜・祝日や長期休暇時でも 30%以上となっていることから、ニーズに合わせた開設や内容等の整備を図っていくことが求められます。

●町が力を入れるべき子育て支援策として、「公園などの遊び場の整備」「児童手当・医療費・保育料・教育費など子育て費用の助成」「児童が安全に遊びや健康を増進することができる場所・機会の提供・充実」が求められています。

第3章

計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

あいさつのとびかう、
あたたかい地域で子育てし、
育ち合えるまち

すべての子どもが生まれてきたことに喜びを感じ、健やかに成長できるよう、世代を超えてお互いに思いやりをもった支え合いができるあたたかい地域づくりを目指します。

２　基本目標

基本理念に基づき、子どもが健やかに育ち、親が子育ての喜びを実感できるよう、社会全体で「子育て」と「子育ち」を支援していくため、本計画の基本目標を次のように設定します。

１　子育て家庭の支援

２　子どもと母親の健康の確保と増進

３　子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備

４　支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進

３　基本的な視点

本計画における事業は、次にあげる視点を踏まえ実施していきます。

1 子どもの視点

子どもの視点に立って考え、子どもの権利と利益を最大限尊重します。

2 次代の親づくりという視点

今の子どもたちが親になったとき、子育ての喜びを味わいたいと思えるような、次代の親を育むための支援を家庭・学校・地域が一体となり推進します。

3 サービス利用者の視点

核家族化の進行等の社会環境の変化や、町民の価値観の多様化を踏まえ、すべての子どもと子育て家庭が安心して利用できる子育て支援を推進します。

4 すべての子どもと家庭への支援の視点

子育て家庭の孤立や負担感の増大などの問題を踏まえ、子育ての喜びが実感できるよう、すべての子どもと家庭への支援を推進します。

5 社会資源の効果的な活用の視点

ボランティアや子育てサークル、地域で活動する人や団体等と連携して子育て支援を推進します。

6 サービスの質の視点

安心してサービスを利用できる環境を整備するために、人材の資質の向上をはじめ、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

第4章

施策の展開

第４章　施策の展開

子ども・子育て支援法上、計画に定めることとされているものについては、見込み量と確保方策について記載してあります。

１　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定に際しては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定するものとします。

本町においては、平成 26 年度には町内の全小学校及び中学校を１施設に統合した湯沢学園が開校し、平成 28 年度には、同じ敷地内に町内の全保育園を統合した認定こども園が開園しました。これらのことから、本町における教育・保育提供区域は、引き続き全町を１つの区域として設定します。

２　児童数の推移と推計

計画各年次における児童人口の推計を行いました。推計結果は以下のとおりとなっています。

図表　児童数の推移と推計（人）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 ２年	令和 ３年	令和 ４年	令和 ５年	令和 ６年
０歳	40	50	43	40	36	40	40	39	39	38
１歳	42	43	54	45	41	38	42	42	41	41
２歳	45	39	41	53	46	40	37	41	41	40
３歳	55	43	35	41	52	43	38	35	39	39
４歳	44	54	44	38	40	54	45	40	37	41
５歳	46	46	52	45	37	39	53	44	39	36
６歳	45	45	48	55	44	38	39	53	44	39
７歳	55	43	43	50	55	44	38	39	53	44
８歳	62	57	43	44	48	54	43	37	37	51
９歳	61	62	57	43	48	50	56	45	39	39
10 歳	55	60	62	55	42	47	49	55	44	38
11 歳	58	55	58	62	56	41	46	48	54	43
全体	608	597	580	571	545	528	526	518	507	489

資料：湯沢町「住民基本台帳（各年３月末現在）」
令和２年以降はコーホート変化率法による推計

基本目標１　子育て家庭の支援

（１）就学前の子どもに対する教育・保育

就学前の子どもに対する教育・保育については、認定こども園と家庭との緊密な連携のもと、子どもの状況や発達の過程を踏まえ、養護と教育が一体となった総合的な支援を実施していきます。また、保育士を対象とした研修を計画的に実施し、提供する教育・保育の質の向上に努めていきます。

就学前の子どもが教育・保育の提供を希望する場合、保育の必要性（家庭での保育が可能かどうか）に応じて認定を受けることになるため、その認定の区分に応じた見込み量と確保方策を以下に示します。

認定区分		対象事業
１号	満３歳以上の２号認定子どもに該当しない小学校就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
２号	満３歳以上の小学校就学前で、保護者の労働等の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども	幼稚園 保育園・認定こども園
３号	満３歳未満で、保護者の労働等の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども	地域型保育 保育園・認定こども園

図表　教育・保育の見込み量と確保方策（人）

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量			208	216	208	205	207
	１号認定		14	14	12	12	12
	２号認定	教育	1	1	1	0	0
		保育	121	121	109	105	106
	３号認定	０歳児	14	15	16	17	18
		１歳児	28	32	33	33	34
		２歳児	30	33	37	38	37
確保量			240	240	240	240	240
	１号認定		20	20	20	20	20
	２号認定	教育・保育	145	145	145	145	145
	３号認定	０歳児	10	10	10	10	10
		１歳児	25	25	25	25	25
		２歳児	40	40	40	40	40

【確保方策】

湯沢認定こども園において量を確保するとともに、新たな施設の整備やこども園棟内の施設の用途変更等による湯沢認定こども園施設の拡張等の検討及び量の見込みを緩和するため在宅での子育て支援の推進施策を検討し、必要な量の確保に努めます。

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

認定こども園において、通常の保育時間以外である時間に保育を行う事業です。本町では、18 時 30 分から 19 時まで対応しています。

図表　時間外保育事業の見込み量と確保方策（人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量	13	15	15	16	17
確保量	20	20	20	20	20

【確保方策】
働く母親の増加に伴い、時間外保育事業のニーズも増加しているため、不足することがないよう確保していきます。

（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学６年生までの児童に対し、放課後等において適切な遊びや生活の場を提供することにより、子どもの健全な育成を図るための事業です。

湯沢学園内の専用施設で実施し、実施時間の拡充や長期休業中のみの利用受け入れなど、サービスの充実を図っています。

図表　放課後児童健全育成事業の見込み量と確保方策（人）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量（通年）		45	47	54	56	54
	１年生	14	16	22	19	17
	２年生	18	15	16	22	19
	３年生	10	10	9	9	12
	４年生	2	4	4	4	4
	５年生	1	2	3	2	2
	６年生	0	0	0	0	0
見込み量（長期）		22	26	27	26	28
	１年生	3	3	4	3	3
	２年生	2	3	4	5	5
	３年生	5	5	5	5	8
	４年生	9	11	10	10	10
	５年生	3	3	3	3	2
	６年生	0	1	1	0	0
確保量		76	76	76	76	76
施設数（か所）		1	1	1	1	1

【確保方策】

湯沢児童クラブにおいて量を確保するとともに、新たな施設の整備や湯沢学園の放課後の空き教室の利用等を検討し、必要な量の確保に努めます。

＜新・放課後子ども総合プランにおける本町の取り組み＞

①一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和６年度に達成されるべき目標事業量及び実施計画

本町では放課後子ども教室が開設されていないため、住民のニーズにより必要に応じて検討、又は近隣市町村と調整を行います。

②放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、又は連携により実施するためには、関係者間で調整を行う必要があります。そのため、必要に応じて関係者間等で検討・調整を行います。

③小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

学校の余裕教室を改修整備して放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブの担当課と学校の間で協議を行い、施設の利用や管理等について調整を図っていきます。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の効果的な実施に関する検討の場として、担当課と学校関係者の間で協議を行い、共通の理解や情報共有を図っていきます。

⑤特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における特別な配慮が必要な児童について、今後も児童が安心して過ごすことができるよう、支援方法等について研修や情報提供・共有を行い、体制の充実を図ります。

⑥地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

利用意向をみながら時間延長について検討・調整をしていきます。

⑦放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

学校関係者と放課後児童クラブ、及び担当課との間で情報を共有し、向上を図っていきます。

また、放課後児童支援員については、指導力の向上やきめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう、研修や情報提供を通じた質の向上を図ります。

⑧放課後児童クラブの役割を果たす観点から、放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページや「広報ゆざわ」等を通じて周知を行うとともに、必要に応じて地域組織や関係機関等とも情報共有を図ります。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や就労、その他身体上もしくは精神上又は環境上の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる事業です。

図表　子育て短期支援事業の見込み量と確保方策（人回）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量	－	－	－	－	－
確保量	－	－	－	－	－

【確保方策】
町で子育て短期支援事業は行わず、ファミリー・サポート・センター事業や児童相談所と連携を図りながら対応します。

（５）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

親子で集えるひろば事業や相談事業、育児講座、情報提供など、様々な子育てサービスを提供する事業です。

本町においては、「湯沢町総合子育て支援センター（ジャンプラネット）」において、様々な支援事業を展開しています。

図表　地域子育て支援拠点事業の見込み量と確保方策（人回）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量	4,157	4,174	3,944	3,863	3,846
確保量	4,157	4,174	3,944	3,863	3,846

【確保方策】
ひろば事業や育児相談等の充実のほか、利用者のニーズに応じて様々なサービスを提供するなど、子育て支援拠点としての事業の充実を図ります。

（６）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。本町では「湯沢認定こども園」と「湯沢町総合子育て支援センター（ジャンプラネット）」にて行っています。

図表　認定こども園在園児以外を対象とした
一時預かり事業（一般型）の見込み量と確保方策（人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量	440	444	424	420	419
確保量	500	500	500	500	500

図表　認定こども園在園児を対象とした
一時預かり事業（幼稚園型）の見込み量と確保方策（人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量	2,175	2,184	2,064	2,021	2,013
確保量	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600

【確保方策】
必要な量を確保できるよう、２か所で実施していきます。一時預かり事業で対応できない時間帯等については、地域の中で助け合いながら子育てをするボランティア活動であるファミリー・サポート・センター事業で対応できるよう普及促進に努めます。

（７）病児・病後児保育事業

子どもが発熱等の急な病気となった場合や、通常の保育を受けることができない児童を病児・病後児保育室「ぽっかぽか」で預かります。

図表　病児・病後児保育事業の見込み量と確保方策（人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量	87	84	83	83	82
確保量	200	200	200	200	200

【確保方策】
引き続き湯沢町保健医療センターと連携しながら、病気にかかっている、又は病気の回復期にある児童を預かります。

（８）ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、「子育てを支援してほしい人（依頼会員）」と「子育てを支援してくれる人（提供会員）」が地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の有償ボランティア活動です。

生後６か月以上から概ね 12 歳までの子どもを対象とし、「湯沢町総合子育て支援センター（ジャンプラネット）」内に設置されている、「ファミリー・サポート・センター事務局」を通じて行います。

図表　ファミリー・サポート・センター事業の見込み量と確保方策（人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量	265	266	265	264	260
確保量	300	300	300	300	300

【確保方策】
利用者のニーズを満たすため、提供会員の確保に努めます。

（９）利用者支援事業

子どもや保護者等が状況に応じた選択に基づき、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、基本型・特定型の利用者支援事業を「湯沢町総合子育て支援センター（ジャンプラネット）」にて行います。

図表　利用者支援事業の見込み量と確保方策

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
確保量	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

【確保方策】
引き続き、「湯沢町総合子育て支援センター（ジャンプラネット）」にて実施していくとともに、必要に応じて母子保健型の利用者支援事業についても検討をしていきます。

事業名	事業内容	担当課
障がい児保育	障がいのある子どもの人数や障がいの状況等に応じて、認定こども園や児童クラブにおける保育士等の人数を増やし、障がい児保育の実施体制を確保します。	認定こども園 子育て支援課
土曜・休日の保育事業	就労形態の多様化や観光産業に従事する保護者が多いという本町の特性から、平成 30 年度に行った就学前児童のニーズ調査の結果では、土曜日については１日あたり約 50 人、日曜・祝日の休日においては１日あたり約 20 人の利用が見込まれる結果となっています。 土曜・休日保育については現在も実施しており、今後も引き続き実施体制の確保に努めます。	認定こども園
地域ぐるみの健全育成活動	小中学校、ＰＴＡ、民生委員・児童委員、青少年育成指導員等との連携のもと、あいさつ運動を継続するとともに、活動の活発化を目指した実施内容の検討を行っていきます。	子育て支援課
子育て支援のネットワークづくり	地域の子どもとその家庭を支援するために、「湯沢町要保護児童対策地域協議会」による関係機関等との連携を図るとともに、町内会・老人クラブ・子育てサークルなど地域の組織や各種団体とのネットワークの構築に取り組みます。 子育てマップや子育てガイドブック、子育てカレンダー等を作成・配布し、子育て支援サービスや母子保健事業等の周知、仲間づくりや社会参加の機会の拡充を図ります。 町広報はもとより、子育て支援専用ホームページやＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の活用など、多様な方法による情報提供を強化します。 乳幼児健診や育児相談をはじめ、母子保健事業での効果的な情報提供に努めます。 関係機関や団体等との連携を強化し、効果的な情報提供に取り組みます。 子育てサークルや自主活動グループの育成と連携に努めます。	子育て支援課 健康増進課
地域交流活動	運動会や文化祭など、各地区の地区館活動を推進し、世代間交流や異年齢児交流の場を創ります。 地域の各種団体等との連携のもと、小学校や認定こども園における地域活動の充実を図ります。	教育課
子どもを対象とした相談体制	いじめや不登校など学校関連の相談窓口として、子ども電話相談の周知を強化します。 夏休み・冬休み・春休み期間に子ども向け人権相談を開催するなど、子ども本人や保護者を対象とした相談体制の充実に取り組みます。	教育課
育児・介護休業制度の普及啓発	町広報や町ホームページの活用による育児・介護休業制度の普及を図ります。 公共職業安定所や商工会等との連携のもと、企業等への普及啓発活動に努めます。	観光商工課
働き方の見直しについての意識啓発	町広報等を活用し、父親・母親ともに仕事中心の考え方を改め、家庭生活や地域活動等へ積極的に参画していくという意識の啓発を行います。	観光商工課

事業名	事業内容	担当課
一時預かり事業	日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を一時的に軽減するために、昼間において一時的に預かり、必要な保育を行います。	子育て支援課
幼児教育・保育の無償化（新規）	国の制度に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設等を利用する３歳から５歳までの子ども、及び住民税非課税世帯の０歳から２歳までの子どもの利用料を無償化します。	子育て支援課
青少年育成事業	地域における青少年の健全な育成のために、「湯沢町青少年問題協議会」による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的な施策の検討を行います。 また、関係行政機関の連携や「湯沢町育成指導員」による青少年に対する指導、社会環境の調査、非行防止のためのたまり場等の巡回活動を実施します。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	親同士の交流、仲間づくりの場、子ども同士のかかわり遊びの場を提供します。（ひろば事業） 育児講座等を通じ、育児に対する正しい知識や情報を子育て家庭に提供します。（家庭教育事業） 地域の子育て家庭が不安なく子育てができるよう育児相談や助言、指導援助などを行います。（相談援助事業） ジャンプラネット通信の発行により、地域保育資源の情報提供、広場活動、健診等の情報を提供します。	子育て支援課
療育発達支援事業	遊びのプログラムを組み、親子のかかわりや知育遊びを取り入れ、子どもたちの発達を促し、親子の関わり方を遊びや運動などを通して伝えます。（親子教室） 就学を見据え、待つ、聞く、次の活動へ切り替える、自分でやろうとする、集団に適応する力を養い、心身の発達を促します。（年長児のびのび教室）	子育て支援課

●各事業に要する経費について

延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業については、国の子ども・子育て支援交付金並びに新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金の交付を受け実施します。その他事業については、他の補助金又は交付金等の利用が可能な場合はそれを利用し実施します。

基本目標２　子どもと母親の健康の確保と増進

（１）妊婦健康診査

町では、妊娠中の身体の異常を早期に発見するため、また、妊婦の健康管理が適切に行われ、健やかな出産を迎えるための環境整備を図ることを目的に、定期健康診査にかかった費用を助成しています。今後も助成事業を継続していきます。

図表　妊婦健康診査の見込み量と確保方策（回）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量	600	600	585	585	570
確保量	600	600	585	585	570

【確保方策】
一般健康診査 14 回分と歯科健康診査１回分の費用を助成します。今後も提供体制を確保していきます。

（２）乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に繋げ、乳児の健全な育成環境の確保を図っています。今後も事業を継続していきます。

図表　乳児家庭全戸訪問事業の見込み量と確保方策（人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量	40	40	39	39	38
確保量	40	40	39	39	38

【確保方策】
今後も現在の提供体制を確保し、実施していきます。

（３）養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っています。

図表　養育支援訪問事業の見込み量と確保方策（人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量	5	6	6	7	7
確保量	5	6	6	7	7

【確保方策】
今後も事業を継続していきます。

事業名	事業内容	担当課
母子健康手帳の交付	手帳の交付が、出産や育児など母子保健事業との最初のかかわりとなる重要なタイミングと捉え、妊娠中の健康管理や過ごし方等の情報提供や相談の充実等の支援を行います。	健康増進課
乳幼児健康診査の充実	医師・保健師・栄養士・保育士・母子保健推進員・歯科衛生士など、多職種のスタッフによる乳幼児健診を実施し、発育や発達等のチェックを行っています。 関係機関と情報共有し連携を図りながらチーム支援を実施していきます。 未受診者の把握とともに、フォロー体制の強化を図ります。	健康増進課
予防接種の実施	感染のおそれがある病気から子どもたちを守るため、予防接種法で定められた予防接種を実施しています。未接種者の把握と接種勧奨に努めます。	健康増進課
子どもの事故予防	町広報等の活用による子どもの安全への意識啓発や、湯沢消防署の指導による事故発生時の応急処置や蘇生術の普及に向けた学習機会の充実を図ります。	子育て支援課
食育講座の実施	保護者が子どもの月齢にあった離乳食や幼児食の内容を学び、家庭においても実践できるよう、就学前の子どもと保護者を対象に、保健センター、子育て支援センター、食生活改善推進員等が連携して開催する食教育講座の充実を図ります。 乳幼児健診の場を活用した食育の実施など、多くの人が食育への理解が深まるよう工夫を行います。	健康増進課 子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
認定こども園・小学校における食育	給食だよりや給食サンプル、試食会等を通じて、子どもや保護者に食に関する正しい情報や、生活習慣病予防の周知を行います。 ゆとりをもって食べる楽しさ、尊さが感じられる給食の体制づくりに努めます。 地元産米の使用など地場産物使用率を高め、郷土料理等を取り入れます。 認定こども園では、全園児への主食提供や、保育士、調理員、栄養士、食生活改善推進員等が連携して、食育事業を実施していきます。 小学校では、栄養教諭や学校栄養職員による食育の時間を設け、効果的な食育学習や生活習慣の改善に取り組みます。	認定こども園 教育課 健康増進課
保健指導体制の充実	認定こども園と小中学校とが連携し、保健指導の情報交換や資質向上のための研修を行い、指導体制の充実に努めます。 学校、家庭、地域が連携して健康づくりを考える組織として設置された学校保健委員会が中心となって、子どもたちが生涯を通じて、健康で安全な生活を送ることができる力を身につけるよう指導していきます。	教育課 子育て支援課 健康増進課
小児医療体制の確保	湯沢町保健医療センターをはじめ、関係機関との連携のもと、小児医療体制の確保、充実を図ります。	健康増進課
妊産婦医療費助成	妊婦及び産後１か月まで、通院・入院にかかる医療費を助成します。	町民課
子ども医療費助成	０歳から高校卒業まで、通院・入院にかかる医療費を助成します。	町民課
特定不妊治療費助成	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精について、５年を上限に、単年度あたり２回を限度に１回につき 10 万円まで助成します。	町民課
自立支援医療費（育成医療）	身体に障がいのある児童に対して、指定育成医療機関において、生活能力を得るために必要な医療費を給付します。	福祉介護課
未熟児養育医療	未熟児に対して、指定医療機関において、出生から１歳の誕生日前日までの入院治療費を助成します。	町民課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の通院・入院にかかる医療費を助成します。	町民課

●各事業に要する経費について

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業については、国の子ども・子育て支援交付金並びに新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金の交付を受け実施します。その他事業については、他の補助金又は交付金等の利用が可能な場合はそれを利用し実施します。

基本目標３　子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備

今後も湯沢学園を中心に本町の保育・教育行政を進める等、環境の整備を進めます。

事業名	事業内容	担当課
保育体験活動の推進	次代の親となる児童を対象に園児と触れ合う機会（保育体験学習）を提供し、乳幼児への理解と生命の大切さ、思いやりの心を育むとともに、父性や母性の意識の向上に努めます。	認定こども園
母子保健事業を通じた子どもを産み育てることの意識の啓発	母子保健事業における学習機会を通じて、子どもを生み育てることの意識を啓発します。	健康増進課
学力向上に向けた指導体制の充実	小中一貫教育の利点を活かしながら、指導体制の充実を図ります。また、県教育委員会との連携も図りながら人的配置に努めていきます。 教職員の負担を軽減し、多くの児童と向き合う時間を確保する観点から、地域スポーツ人材（外部指導者）の活用等を推進します。	教育課
豊かな心の育成	児童が悩みなどを気軽に話せ、ストレスを和らげ心のゆとりを持てるような環境を提供するため、教育相談員を配置します。道徳授業の充実とともに、学校行事や活動の中で道徳的感性を育てる機会を創ります。	教育課
健やかな体の育成	登山・キャンプ・米づくり等を通じて、子どもに生きる力を培うとともに、仲間と目標に向かって、粘り強く、やり遂げる力を身につけるための体力・気力の向上に努めます。 スキーリフト等共通乗車証の発行や、ジュニアスキー選手の育成など、地域の自然環境を活かした取り組みを推進します。	教育課
信頼される学校づくり	湯沢学園は学校運営協議会を設置し、学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させます。また、地域では、学園支援コーディネーター連絡会主導のもと、学園支援ボランティアとともに、児童の登下校の見守りや学園花壇の整備などの学園支援を行うことで、認定こども園・学校・保護者・地域が一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を引き続き進めていきます。 学校は、ＰＴＡとの協力体制を強化し、信頼ある学校づくりを目指すとともに、より良い教育環境を整えていきます。 地域交流センターと湯沢学園が協働し、地域への情報発信、地域の人材活用、地域行事への参加など、学園と地域との連携強化に取り組みます。	教育課 子育て支援課
基本的な生活習慣の確立や健康づくりの推進	健康づくりや食育を推進する観点から、学校との連携による保健事業の充実に努めます。	健康増進課

事業名	事業内容	担当課
家庭教育の推進	育児講座や児童家庭相談などを行うことにより、育児に対する正しい情報を保護者や家庭に提供する「家庭教育事業」を実施します。 親子のふれあいの場、親同士の交流・情報交換の場や育児相談、子どもの発達の状態や親子関係などを見守る「ひろば事業」を実施します。 心豊かな子どもたちを育てる絵本活動や、親への読み聞かせ指導を行う「絵本のひろば」を実施します。 子育て応援ポータルサイトを設置し、子育て支援関連に特化した情報の提供を推進します。 読書活動の基盤づくりや親子の絆を深めるために、ブックスタート事業を推進します。 子どもの年齢に応じた家庭教育手帳を配布するなど、家庭での学習習慣化を支援します。	子育て支援課
地域の教育力の向上	小中学校のＰＴＡ役員、認定こども園保護者、学校及び認定こども園関係者で組織するＰＴＡ連絡協議会で、行事への協力、交通安全教室や救急法講習会の開催、あいさつ運動などに取り組みます。 地域の子どもの健全育成や家庭の教育力向上を目指して、ＰＴＡ保護者の参加によるＰＴＡ研究集会を開催します。 体育協会やスポーツ少年団等への活動支援、総合型地域スポーツクラブの育成など、スポーツを通じた地域の教育力の向上に努めます。 運動会、文化祭、スキー大会など、地区館事業や地域の行事等を通じて、子どもと地域の様々な人が触れ合える機会を充実させます。	教育課 子育て支援課
公園等の施設の整備	町民のニーズに合った公園等の施設の整備を行います。	建設課

基本目標４　支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進

本町では、町の子育て支援に関係する事務事業を一元化し、様々な立場にある子どもとその家庭、湯沢学園への総合的な支援を関係機関とともに行い、すべての子どもがその個性に合わせた適切な環境と学びの場で、健やかにたくましく、それぞれが持てる力を最大限に発揮しながら成長することを目指します。

また、「湯沢町総合子育て支援センター（ジャンプラネット）」では、子育て支援に関係するあらゆる業務を一元的に行い、子育て支援を総合的に推進しています。

今後、対策や支援が必要になってくると予測される子どもの貧困対策等についても、現状を把握したうえで、取り組んでいきます。

事業名	事業内容	担当課
子どもの人権や児童虐待防止に関する啓発活動の推進	町広報やポスター等を活用した継続的な啓発活動を行います。 全戸に児童虐待防止啓発パンフレット等を配布するなど、児童虐待防止に関する町民の意識高揚を図ります。	子育て支援課
子育てに関する正しい知識の普及と虐待の早期発見	母子健康手帳交付時の面接、新生児訪問、乳幼児健康診査、保健センターへの電話相談や来所相談など、様々な母子保健事業を通じて、子育てに関する情報提供や正しい知識の普及を図ります。 出産後の母親の精神状態をチェックする「エジンバラ産後うつ尺度」や、母親の子育て状況、子育てに関する意識を点数化する「いきいき子育て尺度」等を導入し、育児困難家庭の早期発見を行います。	健康増進課 子育て支援課
育児困難家庭への早期対応	早期支援が必要と判断された家庭に対して、保健センターや子育て支援センター等が連携して、母子保健事業や子育て支援サービスを支援目標に応じて、組み立て実施していきます。 認定こども園や小中学校など関係機関による子育て支援連絡会を定期的に開催し、支援が必要と思われる親子や家庭の情報を共有するとともに、児童相談所など専門機関との連携による早期対応を行います。	健康増進課 子育て支援課
児童相談に関する相談体制の充実	保健センター、子育て支援センター、認定こども園、小中学校など、子どもと家庭に関わるすべての機関で相談が可能な体制を確保し、連携を図ります。 こころのケアへの対応を強化するために、臨床心理士など専門職の人材確保に努めます。	教育課 子育て支援課
学校・こども園等における指導体制の充実	学校・こども園等へ訪問し、保小中の保育士・教師を対象に、発達に支援を要する子どもへの相談支援スキルの向上及び資質向上のための研修会を行い、指導体制の充実に努めます。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会による支援の推進 （子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	児童福祉法に基づき平成 19 年に設置した「湯沢町要保護児童対策地域協議会」において、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を開催し、関係機関が連携して支援します。 個別ケース会議を中心に、児童虐待等による保護や支援の必要な子どもや家庭への具体的な支援内容を検討し、早期対応に繋げます。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
小学生や保護者を対象とした児童虐待･いじめ等の暴力防止教育の実施	エンパワーメント、人権意識、コミュニティを理念とする子どもへの暴力防止/人権教育プログラム(CAP)の実施など、子どもや保護者、教職員を対象とした学習機会の充実に努めます。	教育課 子育て支援課
ドメスティックバイオレンス(DV)防止に関する啓発と被害者への支援	町広報によるDV防止に関する周知や、各種手続き時に相談機関の紹介を行うなど、情報提供を強化します。 県男女共同参画推進センター、警察署などの関係機関との連携のもと、早期対応体制の強化に努めます。 母子保健事業を通じて、DVの早期発見を行うとともに、早期対応に向けた関係機関との連携を強化します。	健康増進課
安心して子育てができる仕組みづくり	子育て中の親が孤立しないよう、地域の人による声かけや見守り、行事をはじめ地域の人と触れ合える機会づくりなど、人の繋がりがあるまちづくりや、地域全体で子育てを応援するまちづくりを進めます。 子育て応援ポータルサイトを設置し、子育て支援関連に特化した情報の提供を行うことで、子育て世代への様々なサポートを強化します。	子育て支援課
ひとり親家庭の生活安定に向けた自立支援の充実	母子・父子自立支援プログラムなど、国や県の支援制度に関する情報提供を強化します。	町民課
障がいに関する正しい知識の普及	障がいの内容や当事者組織の活動など、多様な情報を提供し、障がいに関する正しい知識の普及を図ります。	福祉介護課
障がいの早期発見･早期対応	医師・歯科医師・保健師・栄養士・保育士・母子保健推進員・歯科衛生士など、多職種のスタッフによる乳幼児健診を実施し、発育や発達等のチェックを行い、関係機関と情報共有し連携を図りながらチームでの支援に努め、障がいの早期対応に繋げます。	健康増進課
障がいのある児童に対する教育･指導体制の充実	小中学校への特別支援学級･通級指導教室等の設置や介助員の配置を行い、障がいのある児童生徒の教育環境を確保します。 特別支援学校との連携のもと、教育相談体制の更なる充実を図ります。 特別支援教育の関係者等で組織する就学支援委員会において、就学に関する支援を行います。	教育課 子育て支援課
障がいのある子どもをもつ親への支援	親の会の紹介や親同士の情報交換、交流機会の提供など、障がいのある子どもをもつ親への支援を行っていきます。	健康増進課 子育て支援課
特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給を行います。	福祉介護課
児童の就学支援の取組	絵画語彙検査や運動能力検査により、小学校の生活を想定した体験（年長児発達支援教室）を通じて学校生活に無理なく順応できる支援を行っていきます。	子育て支援課

●各事業に要する経費について

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、国の子ども・子育て支援交付金並びに新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金の交付を受け実施します。その他事業については、他の補助金又は交付金等の利用が可能な場合はそれを利用し実施します。

第5章

計画の推進体制

第５章　計画の推進体制

１　取り組み方針

本計画は、本町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組んでいく必要があります。

また、子育て支援は社会全体で解決する問題であるという視点から、本町のすべての家庭や事業主、子育て支援活動をしている団体をはじめとした、町民一人ひとりが行政と協力して計画を推進します。

国や県、他市町村とも連携して、施策の推進を図ります。

２　庁内推進体制

庁内の関係各課が事業実施に伴う調整等を行い、毎年度の計画実施状況の把握と検討を行います。

３　計画の進捗管理と点検・評価

本計画の推進にあたっては、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検・評価し、その結果をその後の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

そこで、庁内の関係各課の連携のもとに、毎年度実施状況を把握・点検し、各施策を総合的かつ計画的に推進します。（ＰＤＣＡサイクルの実施）

また、本計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、利用者の視点に立った声を生かせるように意見聴取を求め、計画の実効性や見直しの検討に努めます。

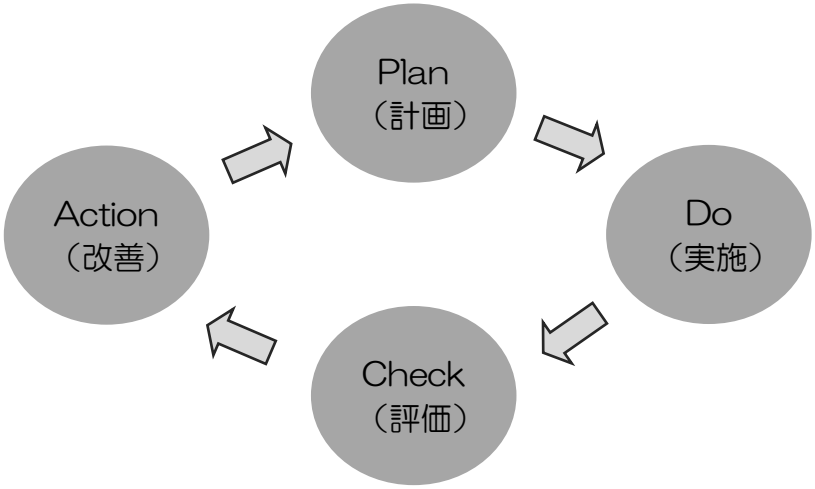

４　教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

（１）認定こども園の普及に係る基本的考え方

本町ではこれまであった５つの保育園を「湯沢認定こども園」に統合しており、現状では整備計画はありませんが、この計画において０歳児・１歳児の量を確保できない状況なことから、新たな施設の整備等も含め、ニーズ量等と調整を図りながら必要な量を確保すべく取り組んでいきます。

（２）教育・保育の質の向上及び地域子ども・子育て支援事業の役割とその推進

乳幼児期は、子どもが健やかに育ち、生涯における人間形成の基礎を培う大切な時期です。乳幼児期の特性や重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業の提供に努めます。

（３）教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

（４）認定こども園、小学校、中学校との連携

湯沢学園において、湯沢認定こども園・湯沢小学校・湯沢中学校を施設一体型に統合していることから、円滑な連携を進め、保小中一貫の保育・教育体制の充実を図っています。情報の記録や共有にあたっては、個人情報であることを十分に留意したうえで取り組んでいきます。

（５）認定こども園、小学校、中学校と総合子育て支援センターとの連携

保小中一貫保育・教育行っている湯沢学園内に、子育て支援関連事業を行っている総合子育て支援センターを設置しているメリットを生かし、子育て支援連絡会を通じて認定こども園、小学校、中学校と総合子育て支援センターとの連携を図ることで、園児、児童、生徒とその家庭へのきめ細やかな支援を行っていきます。

５　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本町における子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、１号認定の預かり保育等の利用や一時預かり事業等の一時的な利用が想定される場合は、１か月分をまとめて利用者からの請求により償還払いいたします。今後も必要に応じて、公正かつ適正な支給の確保や保護者の経済的負担の軽減、利便性等を勘案した給付方法の検討を行います。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対し施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

資　料　編

資　料　編

1　計画策定の経緯

年月日	会　議　名	内　容
平　成　３　０　年　度		
11 月	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	
3 月 26 日	第２回 湯沢町子ども・子育て会議	・第二期湯沢町子ども・子育て支援事業計画策定に基づく「子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について」
令　和　元　年　度		
1 月 16 日	第１回 湯沢町子ども・子育て会議	・第二期湯沢町子ども・子育て支援事業計画（案）について
	パブリックコメント	

２　湯沢町子ども・子育て会議委員名簿

	役職	委員区分	所属・職名等	氏　名
1	会長	子どもの保護者	湯沢小学校保護者	髙橋　麻記子
2	副会長		湯沢小学校保護者 児童クラブ児童保護者	齋藤　絵梨
3	委員		認定こども園保護者	髙橋　伸子
4	委員	学識経験者	主任児童委員	南雲　ひとみ
5	委員			髙橋　ミチ子
6	委員	事業従事者	湯沢認定こども園長	南雲　智子
7	委員		湯沢小学校長	駒形　理英
8	委員		湯沢町社会福祉協議会事務局長	内田　大作
9	委員	公募町民	広報による一般公募	髙波　恵子
10	委員	その他	健康福祉部健康増進課長 兼健康増進係長	本田　忠志

（任期：令和元（平成 31）年 4 月 1 日～令和３（平成 33）年 3 月 31 日）

【事務局】

職名	氏　名
子育て教育部子育て支援課長	宮田　玲
子育て教育部子育て支援課子育て支援係長	田村　美和子

第二期湯沢町子ども・子育て支援事業計画
（令和２年度～令和６年度）

発　　行　令和２年３月
企画・編集　湯沢町　子育て教育部　子育て支援課
〒949-6102
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 1580 番地
TEL　025-788-0292
http://www.town.yuzawa.lg.jp/